

対象国	マレーシア	
情報名	新会社法の施行	
規制種別	会社法	
施行日	2017年1月31日	
規制番号(新・改正)	Laws of Malaysia Act 777 - Companies Act 2016	改正
ニュースソース	森・濱田松本法律事務所(担当:梅津 英明、佐藤 貴哉、上野 満貴)	

## ニュースレター

このたび弊社では、海外の金融や外国投資などに関する重要な新规定・規制変更についての情報のアップデートやタイムリーな情報提供を目的とした、『SMBC Breaking News』の発信を開始しました。

第1号では、マレーシアの新会社法についてお届けします。2016年9月に公表されたマレーシアの新会社法が2017年1月31日付で施行されました。新会社設立時や各種手続きにおける要件が一部緩和されています。次頁からは、森・濱田松本法律事務所の執筆による新会社法における主な改正点の紹介となりますので、ご参考ください。

### マレーシア新会社法における主な改正点

#### < 利便性の向上 >

	新会社法 ←	(参考)旧会社法
株主の人数制限の撤廃	新会社設立時 1名	新会社設立時 2名以上
取締役(マレーシア国内居住)の員数に関する要件の緩和	非公開会社 1名	2名
取締役の年齢上限の撤廃	撤廃	公開会社 70歳
定款作成の自由化	選択可	義務有り
コモンシールを保有する義務の撤廃	選択可	義務有り
会社の権利能力の制限の撤廃	定款に記載ない限り制限なし	定款記載の目的の範囲
減資手続きの緩和	裁判所承認を不要とする方法を追加	裁判所の承認必要
定時株主総会の開催義務の撤廃	非公開会社 開催義務撤廃	1年に1度開催
株主総会書面決議の決議要件緩和	非公開会社 普通決議の場合は過半数、特別決議の場合は75%以上の議決権を有する株主同意で可	全株主の同意必要
株式取得に関する資金援助規制の緩和	条件付緩和	自社株式を取得する第三者への資金援助禁止
額面株式制度	廃止	採用

#### < コーポレート・ガバナンスの強化 >

- ・取締役の定義の拡張
- ・公開会社等における取締役報酬の決定方法の明確化

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

< 森・濱田松本法律事務所 >

## 1 はじめに

マレーシア会社法(Companies Act 1965) (以下「旧会社法」といいます。)は、1965年にオーストラリアの会社法をモデルとして制定されて以来、35回にわたって改正が行われてきましたが、これらの改正の多くは部分的なものであり、会社法全体にわたる抜本的な改正は基本的に行われてきませんでした。しかしながら、近時、グローバルスタンダードに合致した現代的な会社法の策定が志向され、今般、旧会社法に代わる会社法としてCompanies Act 2016 (以下「新会社法」といいます。)が成立・施行されました。新会社法は、ごく一部の例外を除き、2017年1月31日に施行されています。

新会社法は、旧会社法を全面的に改正するものであり、その改正内容は多岐にわたるため、既にマレーシアに進出している日系企業にとっても、これからマレーシアに進出する日系企業にとっても、重要な改正点を含んだものとなっています。そこで、以下では、今回の改正内容について、日系企業にとって留意すべきポイントに焦点をあてて、法制度の利便性の向上及びコーポレートガバナンスの強化という二つの観点からご紹介致します。

## 2 新会社法における主な改正点

### (1) 利便性の向上という観点からの改正

#### 株主の人数制限の撤廃

旧会社法の下では、新会社設立時に、2名以上の株主が必要とされていました。そのため、マレーシアにおいて、株主を1社のみとする完全子会社を新設することはできませんでした。もっとも、法人株主の場合には、会社設立後に他の株主が保有する株式を譲り受けることにより、最終的に一人株主となることが認められていました。そこで、例えば、日系法人がマレーシアに現地法人を完全子会社として設立するためには、まず日系法人を含む2名の株主でマレーシアに新会社を設立した後に、当該日系法人がもう1名の株主の保有する株式を取得するという迂遠な手続を経る必要がありました。これに対し、新会社法においては、設立時の株主の人数が1名で足りるものとされたため、当初から完全子会社として新会社を設立することが可能となりました。

## 取締役の員数に関する要件の緩和

旧会社法においては、取締役の員数に関し、マレーシア国内に居住する取締役2名が必要とされていました。

この点に関して、新会社法は、非公開会社( )においてこの要件を緩和し、マレーシア国内に居住する取締役が1名いれば足りるものとされています。この改正により、非公開会社の場合には、マレーシア国内に居住する取締役を1名確保すれば、残りの取締役は国外(例えば日本の本社)の役職員で構成することができるため、マレーシア現地法人の取締役の構成を以前より柔軟に考えることができるようになるものと言えます。なお、公開会社については、新会社法の下でも、マレーシア国内に居住する取締役2名が必要とされている点に留意が必要です。

非公開会社とは、株主数が50名以下の会社で、株式の譲渡が制限されており、株式等を公開市場に対して募集してはならないといった一定の要件を満たす会社を意味し、公開会社は非公開会社以外の会社を意味します。

## 取締役の年齢上限の撤廃

旧会社法の下では、公開会社又は公開会社の子会社における取締役については、株主総会の特別決議による承認がない限り、年齢の上限が70歳と定められていました。

これに対し、新会社法の下では、このような取締役の年齢の上限に関する定めが置かれておらず、取締役の年齢上限に関する規制は撤廃されています。なお、取締役の年齢の下限に関しては、非公開会社及び公開会社を問わず18歳とされています。

## 定款作成の自由化

旧会社法の下では、会社は定款(memorandum and articles of association)の作成が義務付けられていました。

この点につき、新会社法の下では、まず、定款の呼称が「memorandum of association」及び「articles of association」から、単一の文書である「constitution」へと変更されました。また、会社は定款を作成するか否かを自ら選択できるとされています。

会社が定款を作成しないことを選択した場合には、当該会社やその取締役・株主の権利義務は、新会社法の規定に従って規律されることになる一方で、会社が新会社法の規定とは異なる会社運営を行うことを望む場合には、定款を作成すれば、その定款の規定が適用されることとなります。

なお、旧会社法の下で定款(memorandum of association及びarticles of association)を作成していた会社については、それがそのまま新会社法上の定款(constitution)とみなされますので、既存のマレーシア現地法人について、改めて定款を作成する必要はありません。

## コモンシールを保有する義務の撤廃

旧会社法上は、会社はコモンシール(日本における社印に相当するもの)を作成し、これを保有する義務を負っていました。

この点に関し、新会社法は、会社がコモンシールを保有しないことを認め、コモンシールを保有するか否かを会社が選択できるものとしています。コモンシールを保有しない会社の場合、少なくとも2名の権限ある「authorised officer」(取締役、会社秘書役又は取締役会において承認されたその他の者を意味します。なお、2名のうち1名は取締役でなければなりません。)が署名するか、取締役が1名の会社の場合にはその取締役が証人(witness)の面前で署名することにより、会社は有効に文書を作成(execute)したものとみなされます。

## 会社の権利能力の制限の撤廃

旧会社法においては、会社の権利能力は、定款(memorandum and articles of association)に記載された目的により制限され、目的の範囲外の行為は無効と解されていました。

この点に関し、新会社法は、会社は全ての事業又は行為を行う「完全な能力」(full capacity)を有するものとされ、原則として、会社の権利能力に制限はないという前提に立っています。もっとも、会社が定款(constitution)を採用する場合で、定款に会社の目的を記載した場合には、会社の権利能力は定款に記載された目的により制限されます。したがって、旧会社法の下で作成した定款(memorandum and articles of association)がそのまま新会社法上の定款(constitution)とみなされるケース(前記 参照)では、定款を変更しない限り、この改正によるメリットを享受できない点に留意が必要です。

## 減資手続の緩和

旧会社法においては、減資を行うためには、株主総会の特別決議による承認と裁判所の承認が必要とされており、とりわけ、裁判所の承認を取得するには時間も手間もかかるため、減資を行う際の障害となっていました。

そこで、新会社法では、裁判所の承認を取得する方法による減資に加えて、一定の条件((1)株主総会の特別決議による承認を得ること、(2)この特別決議の日から7日以内に、内国歳入庁長官(Director General of the Inland Revenue Board)及びマレーシア会社法委員会(Companies Commission of Malaysia)のCEOに対して通知を送付すること、(3)会社の全取締役が減資に関する支払能力宣言書(solvency statement)を作成すること)を満たす場合、裁判所による承認がなくても、減資ができるようになりました。

## 定時株主総会の開催義務の撤廃

旧会社法の下では、1年に1度、定時株主総会を開催することが義務付けられていますが、新会社法により、非公開会社においては、定時株主総会を開催する義務が撤廃され、公開会社のみが定時株主総会を開催する義務を負うものとされました。これは、非公開会社の場合、株主が会社の経営にも積極的に関与している場合が多く、会社の情報にアクセスすることが容易であるため、定時株主総会を開催する意義が乏しいことを理由とするものです。

## 株主総会書面決議の決議要件の緩和

旧会社法下では、非公開会社が株主総会の書面決議を行うためには、日本の会社法と同様、全株主の同意が必要とされていました。

この点に関し、新会社法は、非公開会社における株主総会書面決議の決議要件を緩和し、実際に株主総会を開催した場合と同様、普通決議であれば過半数、特別決議であれば75%以上の議決権を有する株主の同意があれば、書面決議を行うことができるものとしています。これにより、例えば、完全子会社ではない現地法人について、株式保有割合に応じて、他の株主の同意を得ることなく、株主総会を書面決議の方法により開催することが可能となります。なお、公開会社においては、依然として、書面決議の方法による株主総会決議は認められていません。

## 株式取得に関する資金援助規制の緩和

旧会社法上、マレーシア法人は、自社又はその持株会社の株式を第三者が取得又は引き受けるに際して、直接又は間接を問わず、当該第三者にローンの提供・保証・担保提供その他の資金援助(financial assistance)を行うことが原則として禁止されています。そのため、マレーシア法人を対象とするM&Aの場面において、対象会社の資産を担保に買収資金を調達することは困難でした。

この点につき、新会社法は、資金援助を原則禁止とする枠組み自体は維持しつつも、この資金援助規制が適用されない例外事由を拡大し、資金援助の内容が会社にとって公正かつ合理的でその最善の利益に資することを裏付ける一定の条件(株主総会特別決議・過半数取締役による承認を得ること、各取締役が支払能力宣言書(solvency statement)を作成したこと、援助額が対象法人の株式資本の10%を超えないこと、対象法人が援助の対価として「公正な対価」を受領すること等)を満たした場合には、上記の資金援助を行うことができるものと決めました。

## 額面株式制度

旧会社法の下では、額面株式制度が採用されていましたが、新会社法ではこれが廃止されました。これにより、新会社法のもとで発行される株式は無額面となり、会社は柔軟な資金調達、資本設計が可能になるなどのメリットが期待されています。また、額面株式制度の廃止に伴い、額面株式を前提としていた、授權株式資本 (authorised share capital) や株式剰余勘定 (share premium account) などの重要な株式関連の制度・概念も合わせて廃止になりました。

## (2) コーポレート・ガバナンスの強化という観点からの改正

### 取締役の定義の拡張

旧会社法における取締役の定義上、会社の取締役全員の行動が、特定の者の指示によるものと常態的に認められる場合、その指示者は「取締役」に含まれるものとされていました。このような者は、実質的に会社をコントロールする影の取締役という意味で「shadow director」と呼ばれ、その支配権に着目して実際に選任された取締役と同様の責任・義務に服するとされています。しかしながら、取締役の「全員」がshadow directorの指示に従って行動していることを立証することは非常に困難であるため、実際にその者に取締役の責任を負わせることは事実上困難でした。

そこで、新会社法は、上記の取締役の定義について、その対象を会社の取締役の「全員」から「過半数」に緩和しました。依然として、取締役の行動が特定の者の指示に基づくことの立証は必要であるものの、取締役の過半数についてこれを立証することができれば、取締役として実際に選任された者のみならず、取締役を実質的にコントロールしている者に対しても取締役としての責任を負わせることが可能となります。

### 公開会社等における取締役報酬の決定方法の明確化

旧会社法は、取締役の報酬の決定方法について特別な規定を置いていないため、どのように取締役の報酬を決定するかについては、会社の判断に委ねられると解されてきました。これに対し、新会社法は、公開会社又は上場会社及びその子会社においては、取締役の報酬は株主総会決議により承認されなければならない旨を明記しています。他方で、非公開会社の場合には、定款に特段の定めがなければ、取締役の報酬を取締役会で決定することもできます。但し、総議決権の10%以上を保有する株主は、取締役への報酬の支払が会社にとって不公平であると考えられる場合には、当該支払がなされたことを知ってから30日以内に、当該支払を株主総会で決議するよう求めることができるものとされ、取締役による利益相反が生じないよう一定の配慮がなされています。

### 3 おわりに

新会社法における改正内容を日系企業にとって重要な改正が含まれている点を中心に紹介しました。このような大規模な改正であったにもかかわらず、新会社法の施行日(2017年1月31日)は、そのわずか5日前に突然公表されました。今後、実務がどのように運用されていくかも含めて注意深く見守る必要がありそうです。

#### 【執筆者紹介】

##### 梅津 英明

森・濱田松本法律事務所(東京オフィス/コーポレート パートナー)。2003年東京大学法学部卒業、2004年弁護士登録、2009年シカゴ大学ロースクール(LL.M.)卒業、2009~10年 Davis Polk & Wardwell LLP ニューヨーク及び東京オフィスにて執務。2016年IBA(International Bar Association・国際法曹協会)アジア太平洋州議会役員。特に日本企業による海外進出やクロスボーダーの企業買収・組織再編(M&A)・グローバルコンプライアンス法務(海外不祥事対応等を含む)に強みを有する。中でもマレーシア・ベトナム・インドネシア・フィリピン・ミャンマー等のアジア諸国やブラジル・メキシコを含む中南米地域、トルコ等の新興国における案件に多くの経験を有する。



##### 佐藤 貴哉

森・濱田松本法律事務所(東京オフィス/コーポレート アソシエイト)。2005年京都大学経済学部卒業、2006年弁護士登録、2012年ミシガン大学ロースクール(LL.M.)卒業、2012年 Shearn Delamore & Co.クアラルンプールオフィスにて執務、2013年~14年森・濱田松本法律事務所 シンガポールオフィスにて執務。マレーシア・ベトナム・シンガポールにおける執務経験を活かし、現在も東京オフィスにてマレーシアをはじめとする東南アジアその他グローバルM&Aその他投資案件に積極的に取り組んでいる。



##### 上野 満貴

森・濱田松本法律事務所(シンガポールオフィス/コーポレート アソシエイト)。2004年東京大学法学部卒業、2006年東京大学法科大学院修了、2007年弁護士登録、2014年バージニア大学ロースクール(LL.M.)卒業。ジャカルタへの出向経験も生かし、東南アジア諸国における企業買収・売却、ジョイントベンチャー、組織再編その他のM&A案件を中心とするクロスボーダー取引を行うとともに、企業の多種多様な法律相談にも対応している。



#### お問い合わせ先

株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部  
企画グループ Tel : 03-6706-5616